

令和6年度

教育・保育重点目標及び関係機関
に対する指示事項

島本町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	3
【2】確かな学力の育成	4
【3】英語教育の推進	6
【4】豊かな人間性の育成	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	9
【6】保幼小連携の推進	11
【7】支援教育・保育の充実	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	16
【4】快適な教育・保育環境の整備	18
III 社会教育と生涯学習の推進	19
【1】青少年健全育成の推進	19
【2】文化財保護の推進	20
【3】生涯学習活動の推進	21
【4】図書館サービスの推進	22
【5】スポーツ活動の推進	23

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなっており、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」（令和5年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、みづまるキッズプラン3か年計画における「みづまるキッズカリキュラム」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、これからの多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にされた教育活動を推進していくことが重要である。

また、学校における感染症及びその拡大については、今後も引き続き対応が求められるところであり、リスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT活用をさらに推進していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。さらに、令和6年度中に、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しており、計画策定にあたっては最新の住民ニーズを把握し、今の時代に必要とされている子育て支援施策を展開する必要がある。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和6年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図るとともに、昨年度まで3か年計画で取り組んだみづまるキッズプランにおける「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な進路指導・支援を踏まえたキャリア教育を計画的に行う。
- (5) 総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。加えて、みづまるキッズプランがめざす子ども像及びつきたい3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。
- (2) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気づき、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (4) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (5) 社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた活動を取り入れること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

【2】確かな学力の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや小学生すくすくウォッチ等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメント※の実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。その際には、1人1台端末の効果的な利活用についても取組を推進すること。
- (6) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (2) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (3) 個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (4) 令和4年12月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
各学校において、ICT機器を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、町内小中学校で文部科学省CBT（Computer Based Testingの略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（MEXCBT）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも大阪府教育庁の作成した英語学習ツールであるSTEP S in OSAKAの使用等、積極的な活用を実施すること。
- (6) 学校図書館においては、町独自で採用している学校図書館司書等を中心とし、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての活用を図ること。

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（SE事業）
 - ・確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校（第一小学校、第一中学校）
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
 - ・ボランティアの協力による自学自習力の育成

【3】英語教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人英語指導助手（ALT）による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (3) 授業アンケートや大阪府中学生チャレンジテスト等を活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (4) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
- (2) 小学校では全学年にALTを配置し、体験を重視した英語活動を実施する。中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校各学年：年間6回）実施し、生徒の実践的・即興的なやりとりする力を向上させるよう図ること。
- (3) 授業アンケートでは意欲面を、大阪府中学生チャレンジテストの結果では学力面の成果と課題を収集し、授業改善等に資すること。
- (4) 小学校第5・6学年においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めつつ、ALTを効果的に運用して、児童の英語コミュニケーション能力の伸長を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○英語教育に係る加配教員の配置

- ・ 小学校英語専科指導加配：第一小学校、第四小学校
- ・ 指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第二小学校、第三小学校、第一中学校、第二中学校

【4】豊かな人間性の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情とともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) 不登校児童生徒又はそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。
- (7) 教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携を行う。ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。

[本年度の指示事項]

- (1) 各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。
- (2) 各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。
- (3) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。
- (4) 各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
- (5) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (6) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

- (7) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町いじめ不登校（虐待）対策連絡会の開催 定例開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施

【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」（小学3・4年生スポーツテスト）を実施し、各校が作成したアクションプランに基づいた体力向上の取組を推進する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などががん向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (2) 小学3・4年生スポーツテストについては、1人1台端末を活用することで、児童一人一人に適合した体力向上あそびの例示等が可能なことを踏まえ、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成し、実践すること。
- (3) 小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピック・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。中学校部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を検討すること。
- (4) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。
- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。
対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。
- (7) 性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で外部人材等の活用
- 体育指導方法の習得・研究

【6】保幼小連携の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図るために、みづまるキッズプラン3か年計画を踏まえた取組を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、みづまるキッズプラン3か年計画において策定された「みづまるキッズカリキュラム」※に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。
- (3) 小学校では、主に低学年において、みづまるキッズプラン3か年計画で策定された「みづまるキッズカリキュラム」に基づき、小学校低学年期の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 幼児期において、「みづまるキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における「自己表現力」、「課題探究力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。
- (3) 小学校の1・2年生においては、「みづまるキッズカリキュラム」の実施に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」※による実践事例を積み上げていくこと（ただし、生活科の授業時間がかがく遊びの活動に偏ることがないように配慮する）。3年生以上においては、主に総合的な学習の授業時間を活用した実践について検討を進めること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

※みづまるキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にしたい学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、1つのカリキュラム

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施
- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催

【7】支援教育・保育の充実

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保護者との合意形成を踏まえた合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。また、就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (2) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
- (3) 島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実を図ること。
- (4) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
- (5) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に学校、幼稚園、保育所、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び子育て支援課等の各関係機関の連携を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター連絡会の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年3回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、学校運営協議会を第二中学校に設置し、より地域と協働した学校運営を実施する。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援するボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズカリキュラム」の本格実施において、目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 第二中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 学校協議会の開催
 - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図るとともに、安全教育の推進に努める。
- (4) PTA・保護者会や教育センター、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (5) 統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。
- (6) 近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間による新たな学童保育室の開設を目指す。

[本年度の指示事項]

- (1) 学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。また、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。
全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。
- (2) 学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番の家」運動を広報誌等で周知すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (4) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際に、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握した危険箇所について、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていくように努めること。
- (5) 統合型校務支援システム導入による教員、児童・生徒等への効果の把握に努めること。

- (6) 民間学童保育室を運営する事業者の選定に当たっては、今後の町における民間学童保育室の方向性を定めていくものになるため、調査・研究を十分に行い、事業者の募集・決定を行うこと。

また、事業者との円滑な事業実施のために密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。

※ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティア及びこども110番の家の新規募集
- 学校教育自己診断の実施
- 令和7年度当初開設を目途に学童保育室運営事業者の募集、選定
- 学童保育室開設事業者に対する補助制度創設

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力の向上を図る。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないよう、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (8) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

[本年度の指示事項]

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、成果を還元すること。
- (5) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」、「体罰防止マニュアル」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (6) 学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。

- (7) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。
- 万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。
- (8) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育委員会主催の研修会の開催
 - ・人権教育研修
 - ・生活指導研修
 - ・学力向上研修
 - ・外国語活動・英語研修
 - ・道徳教育研修
 - ・キャリア教育研修
 - ・支援教育研修
 - ・幼小中一貫教育研修
 - ・初任者研修
 - ・10年経験者研修
 - ・食物アレルギー研修
 - ・給食指導に係る研修
 - ・保幼小合同研修
 - ・カリキュラム・マネジメント研修
 - ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
 - ・学童保育室指導員研修

【4】快適な教育・保育環境の整備

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町立小中学校消防設備改修工事
- 町立小中学校LED化工事
- 町立第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 町立第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 町立第四小学校排水管改修工事
- 町立第四小学校給食室床改修工事
- 町立第二保育所内部床材等改修工事
- 町立第二小学校北館校舎長寿命化改修設計業務
- 町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事設計業務
- 町立小中学校及び幼稚園遊具修繕
- 第一幼稚園・第二保育所LED化工事設計業務
- 町立小中学校放送設備改修設計業務
- 町立中学校受変電設備改修設計業務

Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年人権教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
 - ・書道教室
 - ・学習支援の場
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員協議会研修会
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- 「二十歳のつどい」の開催

【2】文化財保護の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
- (4) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (5) 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。
- (4) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (5) 歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の古文書調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 尾山遺跡泉跡
 - ・完成報告会
 - ・完成報告企画展
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催（泉跡完成報告企画展、水無瀬家資料調査中間報告展など）
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
 - ・施設利用の促進
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理

【3】生涯学習活動の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (3) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

[本年度の指示事項]

- (1) 各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各種教室等の開催
 - ・古文書講座
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室(青年の部)
 - ・和太鼓教室(一般の部)
 - ・たのしい絵画教室
 - ・浴衣着付け体験教室
 - ・バルーンアートであそぼう！
 - ・おすすめの本を紹介しよう！
 - ・座学での学習講座（令和6年度新規）
 - ・クラフト教室（令和6年度新規）
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
- 生涯学習関係団体の支援

【４】図書館サービスの推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- (4) 阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に、町立図書館貸出資料返却用ブックポストを設置する。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 町立図書館利用者の利便性の向上を図るため、阪急水無瀬駅前及びＪＲ島本駅前に貸出資料返却用ブックポストを設置すること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 定例的な事業の開催
 - ・おはなしかい（毎週土曜日）
 - ・わくわくかみしばい（毎月第１水曜日）
 - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
 - ・こどもの読書週間（おはなしかい）
 - ・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー）
 - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
 - ・クリスマス関連事業（おはなしかい）
 - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
 - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
 - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
 - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
 - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

【5】スポーツ活動の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館について、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の整備にあたっては、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートも含めた基本計画を策定すること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
 - ・ニュースポーツ体験教室
- スポーツ施設の貸出し
 - ・町立体育館
 - ・東大寺公園テニスコート
 - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
 - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
 - ・ヨガ教室
 - ・ソフトバレーボール教室
 - ・ダブルダッチ教室
 - ・バドミントン教室
 - ・ジュニアテニス教室
 - ・体幹&ストレッチ教室
 - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
- スポーツ関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体
 - ・総合型地域スポーツクラブ